

浄化槽設置整備事業補助金について

補助金交付対象等注意事項

1. 専用住宅以外の転売目的の家屋や別荘、事業所は補助対象外となります。
一部の地域（農業集落排水処理区域）は対象外となります。
新築の場合及び建て替えて汲取り槽からの転換の場合は対象外となります。
増改築に伴う転換の場合は、対象経費として該当しない場合があります。
2. 町税に未納がある場合は、交付できない場合があります。
また、補助金交付後に未納が生じる場合は、補助金を返還していただくことがあります。
3. 浄化槽法で定められた各種検査等を受けない場合、補助金を返還していただくことがあります。
 - ①第7条の検査……………使用開始後6ヶ月までに行なう検査
 - ②第11条の検査……………年1回行なう検査
 - ③第10条の点検・清掃……………年3回以上の保守点検及び年1回以上の清掃
4. 申請書は工事着工前（1週間以上は前）に提出してください。
すでに工事が済んでいるものに対して補助金は出ません。
5. 設置計画（増改築など）を考えている段階で一度ご相談ください。

横芝光町浄化槽設置整備事業補助金関係書類について

1. 交付申請書及び添付書類（書類の綴り順は次のとおり）

- (1) 交付申請書（第1号様式）……………事業の目的、内容を必ず記入
- (2) 浄化槽設置届出書の写し、又は建築確認通知書の写し
……………審査期間を経過した（受付日を含めて12日目以降の日を経過した）建築確認通知書一式又は、浄化槽設置届出書
- (3) 合併処理浄化槽概要書の写し、又は浄化槽調書の写し
- (4) 7条検査依頼領収書の写し
- (5) 設置場所の案内図……………動態図や住宅地図の写しに朱色で場所を明示
- (6) 合併処理浄化槽の構造図……………工場生産浄化槽認定シートの写し
- (7) 配置図及び排水系統図……………各升に番号を付すこと
- (8) 工事請負契約書及び見積書の写し
……………町作成の様式に準ずること及び社印を必ず押印すること
- (9) 登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
○登録証の写し……………概要書と同一浄化槽のもので、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録番号、登録年月日、有効期限等が明記されているもの
○登録浄化槽管理票……………使用予定人員を必ず記入すること
- (10) (社)千葉県浄化槽協会の保証登録証及び誓約書の写し
……………(社)千葉県浄化槽協会の証明印があるもの
- (11) 浄化槽設備士免状、施工技術特別講習会修了証の写し
- (12) 町税完納証明書（町内居住者のみ）
- (13) 誓約書……………転売せずに居住する旨の誓約書
- (14) 地主の承諾書……………住宅や土地を借りている場合
- (15) 委任状……………共有名義で設置する場合のみ

2. 変更（中止・廃止）承認申請書及び添付書類

- (1) 変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）……………事業の変更理由、内容を必ず記入
 - (2) 申請時の添付書類の中で変更のあったもの
例：配管経路の変更→図面、見積書等
- ※ 事業の内容が補助金交付申請書の内容から変更が生じたときや、事業を中止又は廃止するときは、町へ速やかに連絡をするとともに、変更（中止・廃止）承認申請書を提出する

3. 実績報告書及び添付書類（書類の綴り順は次のとおり）

- (1) 実績報告書（第5号様式）
 - (2) 浄化槽法第11条に係る公益社団法人千葉県浄化槽検査センターの千葉県浄化槽一括契約制度要綱に基づく一括契約書の写し
※浄化槽の保守点検又は清掃を自ら実施する場合は、自らが行うことができることを証明する書類及び浄化槽法第11条に基づく検査の受検を契約したことを証する書類
 - (3) 工事費用の領収書又は請求書の写し……………見積額と開きが無いか要確認
……………請求明細書（見積書と同様式）の添付
 - (4) 工事完成平面図
……………各升に番号を付し、交付申請書の配置図や工事写真の升番号との整合を図ること
 - (5) 工事写真……………工事状況が確認できるように
 - (6) 施工結果報告書……………原本を添付し、チェック欄は該当項目について○で記入すること
かさ上げやポンプの有無については特に注意すること
 - (7) 住民票……………申請時と現住所が異なる場合
 - (8) 単独浄化槽等を処分したことを証する書類
……………マニフェストの写しE表を添付（転換補助を受ける場合のみ）
実績報告時にE票がない場合は、処理業者へ引き渡していることを証明できる書類
- ※ 添付書類の内容が補助金交付申請書または変更承認申請書の内容と一致していること。

4. 補助金交付請求書

- ※金融機関・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人（＝申請者名）及びふりがなを必ず記入する。
郵便局は不可。

施工にかかる工事写真

実績報告書の添付書類である施工にかかる写真は横芝光町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱別表3に定められている事項と併せて以下の点に留意して下さい。

1. 着工前

○設置場所に浄化槽設備士が標識を掲げている写真

……予定箇所の周辺状況（目標物が入るように）とともに、標識の記載事項の判読ができるように

2. 掘削工事

○掘削状況が分かるように写す

3. 基礎工事

①床付け状況

②栗石敷設状況（突き固め状況及び終了後の状況）

……深さがわかるようにスケールとともに写す

③目つぶし・突き固め状況と配筋状況……配筋状況がわかるようにスケールとともに写す

※スペーサー等を使用し、配筋が基礎コンクリートの厚みの中心に入るように浮かせること

④擁壁状況（土圧に対して必要な場合）……配筋状況がわかるようにスケールとともに写す

※ベースの配筋と擁壁の配筋（又は、③の写真で配筋と擁壁）の結束がわかるように

⑤支柱等補強工事状況（上部を駐車場等に使用する場合）

……ベースの配筋と支柱の配筋が結束されていることがわかるように

⑥基礎コンクリート敷設状況……コンクリートの厚さがわかるようにスケールとともに写す

4. 浄化槽本体

○設置場所にある浄化槽本体……型式番号がわかるように

5. 設置工事

①浄化槽本体の据付状況……据付後の水平確認状況も忘れずに写す

②町中間検査立会時の写真

③水張り状況……水張り後の水平状況も忘れずに写す

④埋め戻し・水締め・突き固め状況……水平に設置されていることがわかるように写す

1枚の写真で撮れない場合は複数枚に分ける

⑤上部スラブ配筋状況……配筋の状況がわかるようにスケールとともに写す

※スペーサー等を使用し、配筋が上部スラブの厚みの中心に入るように浮かせること

⑥嵩上げ状況（必要な場合）……嵩上げ高がわかるようにスケールとともに写す

⑦ピット構造状況……水抜き等、ピット構造の状況がわかるように

⑧完成後の状況……浄化槽設備士が標識等を掲げて設置完了写真を写す

6. マスの写真

※申請書添付書類及び実績報告書添付書類との整合を図り、各マスが図面番号何番に該当するか分かるように番号を付して写す

①インバート升設置状況の全景写真

……起点・屈曲点・合流点にインバート升が設置されていることが確認できる写真

②起点升・屈曲升……番号を付し、内部が確認できるように写す

③合流升……番号を付し、内部が確認できるように写す

④トラップ升……番号を付し、内部が確認できるように写す

※二重トラップは禁止（屋内配管にトラップがある場合は、トラップ升を設置してはならない）

7. ポンプの写真（放流用にポンプを設置する場合）

○ポンプ設置後にポンプ槽内の状況が分かるように写す

8. 放流先水路との接続状況

○排水管末部と放流先水路の接続状況が分かるように写す

9. 放流経路

○排水管と放流先水路の接続箇所が分かるように写す

……排水が流れていく方向に向かって全景を写す

10. 建物全景

○浄化槽が接続されている建物全景を写す

11. 既設単独浄化槽等撤去作業（転換費補助を受ける場合）

①工事着工前の写真……設置されている場所がわかるように写す

②汚泥汲取り作業の写真……作業中及び作業後の槽の中の様子がわかるように写す

③消毒作業の写真

④解体又は堀上作業の写真

……解体後撤去する部分と残置する部分、又は掘り上げた浄化槽本体と撤去後の写真

⑤埋め戻し作業の写真

⑥工事完了の写真